

運転免許証自主返納について

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

役場で手続きができます！ 運転免許証自主返納手続きのご案内

町では、65歳以上の方の運転免許証の自主返納の受付をしています。これは、基山町職員が代理人として、鳥栖警察署に運転免許取消申請の手続きを行うものです。

▽自主返納するためには ※本人が申請できない場合は、お問い合わせください。

- ①原則として、運転免許証が有効であること。
- ②本人（65歳以上の方）が申請を行うこと。
- ③運転可能な免許種類全ての返納であること。

▽持参するもの

申請者本人の運転免許証

【運転経歴証明書の交付を希望する場合】発行手数料1,100円

※運転経歴証明書に掲載する顔写真を役場で撮影させていただきます。

▽受付場所 基山町役場1階 住民課 暮らしの安心・安全係

▽受付日時 水曜日を除く平日 午前8時30分～12時



安全で安心して暮らすために！ 運転免許証自主返納支援事業のご案内

問 ①②③：住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171
④：定住促進課 地域公共交通係 ☎92-7920

町では、運転免許証を自主返納された方が、生活の移動手段であった自動車やバイクを使用できなくなることで、買い物に行くことや通院が負担となり外出をされなくなることを防ぎ、今後も安全で安心して暮らしていただけるよう、いくつかの支援を行っています。

▽支援内容 ※①～③の補助対象者は、65歳以上の方です。

①運転経歴証明書の交付手数料の補助

運転経歴証明書の交付を受けて1年以内の方に、交付手数料1,100円を補助します。



②タクシー助成券の交付

年度につき、タクシー助成券を1人最大6千円分（500円券を12枚）、最初の交付申請年度から5年間交付します。



③電動カート購入費の補助

免許返納から5年以内に購入された電動カート購入費の3分の1（上限5万円）の額を補助します。



④きやまコミュニティバスの運賃無料

コミュニティバスを無料で利用できます。バス降車時に「運転経歴証明書」又は「申請による運転免許の取消通知書」を提示してください。



令和5年度福祉タクシー利用助成券を交付します

申問 福祉課 障がい福祉係 ☎92-7964



在宅の心身障がい者（児）の方の日常生活圏の拡大や社会参加の促進などを目的としてタクシー料金の一部を助成しています。

この助成を受けるための福祉タクシー利用助成券の交付を希望される方は、申請手続きを行ってください。

▽対象者

町内に住所を有し、次の①から③のいずれかに該当する在宅の心身障がい者（児）

- ① 身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方 ② 療育手帳のA、Bをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方

※自動車税、軽自動車税の減免を受けている方や、入院中又は施設入所中の方は対象外となります。

※対象者への個人通知は行っていません。

▽利用助成券の内容

申請日の属する月から当該年度末までの月数に3を乗じた枚数（透析治療を受けている方には6を乗じた枚数）の福祉タクシー利用助成券を交付し、1回の利用につき基本料金分を助成します。リフト付きタクシー利用助成券もあります。

▽申請に必要なもの

対象者に該当する手帳 ※旧タクシー利用助成券（きみどり色）をお持ちの方は返還してください。

▽申請受付開始日 3月27日（月）から随時受付

令和5年度あん摩・はり・きゅう等施術券の申請について

申問 福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係 ☎85-7056

町では高齢者の心身の健康保持を目的に、65歳以上の方の「あん摩・はり・きゅう等の施術料」について助成を行っています。施術券の発行を希望される方は、申請の手続きを行ってください。

▽対象者

基山町に住所を有する65歳以上の方（65歳になられる月から申請可能）

※対象者への個人通知は行っていません。

▽施術券の内容

施術券は、申請日の属する月から当該年度末までの月数に2を乗じた枚数を交付し、施術1回につき1,000円以内を助成します。ただし、町指定の施術師にて施術を受けた場合に限りです。

▽利用上の注意

ひと月に利用できる施術券が4枚までとなっておりますのでご注意ください。

▽申請受付開始日

4月3日（月）から随時 ※未使用の旧施術券（水色）をお持ちの方は返還してください。

基山町まちづくり基金事業の活用について相談を受け付けています

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

町では、町内でまちづくり活動を行う団体を支援するために、基山町まちづくり基金事業を行っております。

基山町まちづくり基金事業は、町内で自主的、継続的に行うまちづくりのための非営利活動で、地域の課題解決など、住み良いまちづくりのために行う事業や地域の特色を生かしたまちづくりを行う事業などに活用ができます。

そのような事業を実施する団体は、基山町まちづくり基金事業の活用ができる場合がありますのでご相談ください。